

# 埴町新型インフルエンザ等対策行動計画

## ＜町行動計画作成の目的＞

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。そこで、埴町においても特措法で規定された事項を加え、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的に、平成26年12月に町行動計画を作成した。

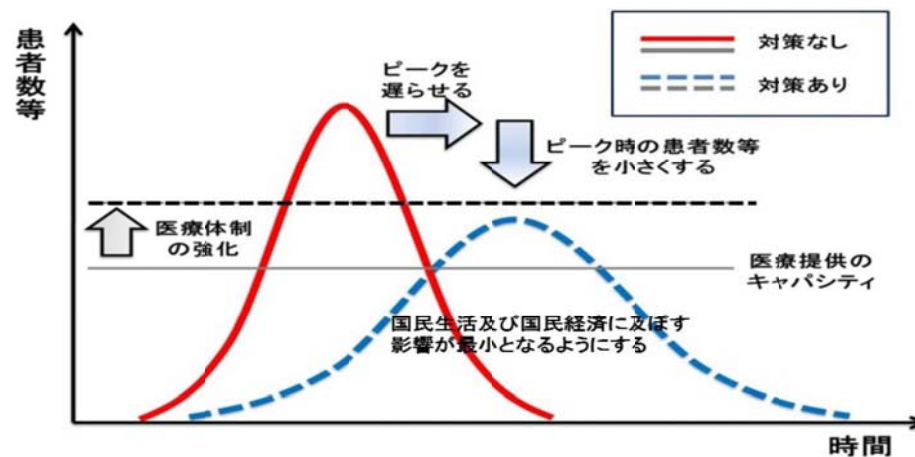
## ＜対策の目標・基本的な戦略＞

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ・ 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。
- ※ 社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※ 医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

## ＜対策実施上の留意点＞

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格を遵守
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成、保存

## ＜対策の効果 概念図 (政府行動計画抜粋)＞



## ＜流行規模・被害想定＞

- ・ 埴町 人口 9,516 人 (H26.11.1 現在)
- ・ 発病率 人口の約 25%
- ・ 医療機関受診患者数 約 2,379 人
- ・ 入院患者数(病原性:中等度の場合) 約 57 人
- ・ 死亡者数(病原性:中等度の場合) 約 18 人
- ・ 従業員の欠勤 最大 40%程度 (ピーク時の約 2 週間)

## ＜発生段階に応じた主な対策＞

	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生早期	県内感染期	県内小康期	緊急事態宣言時
1 実施対策	・危機管理部門と公衆衛生部門を中心に全庁的な取り組み ・政府対策本部設置に合わせて町対策本部を設置	・行動計画策定・見直し	(政府対策本部設置) ↓ 町対策本部設置				(政府対策本部廃止) ↓ 町対策本部廃止	町対策本部の設置 (特措法第34条)
2 情報収集・提供	・情報を収集 ・町民・事業者への迅速な情報提供	・国や県が発信する情報を収集する ・必要に応じ情報提供する	・国や県等と情報を共有する ・情報提供、電話相談の実施		・県内の発生状況の確認 ・情報の提供		・第一波終息と第二波の可能性やその備えについての情報提供	
3 まん延防止	・個人等における感染対策の実施 ・外出の自粛等	・基本的な感染対策の普及啓発	・福祉施設、学校等において基本的な感染対策を徹底する	・感染対策、拡大防止対策を徹底するよう呼びかける		・外出自粛の呼びかけ ・公共施設等の使用制限や行事の中止等の検討	・感染拡大防止策の解除	・県と連携し、外出自粛要請や公共施設等の使用制限の周知
4 予防接種	・特定接種・住民接種の実施	・予防接種体制の確認、準備	・特定接種・住民接種の実施 ・実施について、町民にわかりやすく周知する				・流行の第二波に備えた、住民接種の継続	・住民接種
5 町民生活・経済の安定	・社会・経済機能の維持 ・要援護者への生活支援 ・埋火葬の円滑な実施	・要援護者への生活支援の方法の検討 ・火葬能力の検討 ・物資の備蓄	①社会・経済機能の維持、②要援護者への生活支援、③埋火葬の円滑な実施 について、行動計画にそって実施する。				・不要な措置を解除する	・水の安定供給 ・県と連携し生活関連物資等の価格の安定に努める

## ＜予防接種の実施について＞

### 特定接種

医療の提供、国民生活及び国民経済の安定を確保するために行う。(特措法第28条)

#### ＜基本的な接種順位＞

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)
- ・それ以外の事業者

### 住民接種

国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- 行われている場合 → 臨時の予防接種 (特措法第46条に基づく); 接種料金は公費負担
- 行われていない場合 → 新臨時接種 (予防接種法第6条第3項に基づく); 接種料金は自己負担あり

#### ＜対象者区分＞

- ・医学的ハイリスク者
- ・小児 (1歳未満の小児の保護者、身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ・成人、若年層
- ・高齢者(65歳以上の者)